

自然再生協議会を設立すると どんなメリットがあるの？

～ 実例に基づく「自然再生推進制度」の上手な使い方～

協力 様々な主体の意見や協力を得られやすい

- ・ 共通目標のもと価値観の異なる人たちと対等に議論する場ができます。
- ・ 地域住民やNPO法人、専門家等が自然再生全体構想作成の段階から参画するなど、地域の自主性を尊重した取り組みを行うことができます。

体制強化 法に基づく体制基盤の強化

- ・ 国が運営する、様々な専門の有識者からなる自然再生専門家会議から助言をいただく機会があります。
- ・ 1団体の取り組みではなく、地方公共団体や国の行政機関も参加することで、様々な施策等により体制の基盤が強化されます。
- ・ 様々な主体が多様な取り組みをしていく中で、自然再生という一本のスジが通った取り組みができます。
- ・ 環境省担当官と直接、相談を行えることで、必要な助言、様々な情報提供が得やすい環境となります。

発信 活動を全国に向けて発信できる

- ・ 環境省のホームページやパンフレットにおいて、活動内容を紹介する機会が増え、全国的な認知度が向上します。
- ・ 地方公共団体の広報誌や新聞などのメディアに取り上げてもらえる機会が増えます。



ボランティア参加や募金にもつながる

Point!

自然再生推進法にもとづく協議会を設立することによって、企業からの寄付やボランティアとしての活動支援、行政が必ず構成員として加わるから活動費を得やすいなどのメリットがあります。

ネットワーク 全国の先進地とのネットワークが持てる

- ・ 日本全国の自然再生協議会とつながりができ、事例の共有や相談などの情報交換ができます。
- ・ 他地域の専門家に来てもらう等、人材の交流が生まれる可能性もあります。



組織連携 各々の組織の仕組みに位置づけやすい

- ・ ただ会議に参加しているというだけでなく、組織の仕組みに位置づけることで、より主体的な参加が期待できます。
- ・ それぞれの参加主体がこれを基にして責任を持って取り組む意識が高まります。

発展 活動の相乗効果が生まれ取組が発展

- ・ ただ会議に参加しているというだけでなく、組織の仕組みに位置づけることで、より主体的な参加が期待できます。
- ・ それぞれの参加主体がこれを基にして責任を持って取り組む意識が高まります。

発展 異なる主体間での意識の共有化によって新たなアイデアが生まれる

- ・ 普段交流のない方々が、お互いの立場や考えを尊重・配慮しながら自然再生に取り組むことで、信頼関係を構築できます。
- ・ それにより、新たなアイデアや連携施策が提起され、取り組みの活性化が期待できます。